

白井市入札契約に係る暴力団対策措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白井市（以下「本市」という。）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約（以下「本市契約」という。）の適正な履行を確保するため、本市契約から暴力団の介入を排除する措置について、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 法人である場合には、その役員（非常勤を含む）若しくは支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者。
 - イ 法人以外の団体である場合には、代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者。
 - ウ 個人である場合には、その者。
- (6) 有資格者 白井市入札参加業者適格者名簿に登録された者をいう。

(管轄警察署への照会等)

第3条 市長は、千葉県警察以外の機関等から、有資格者、又は本市契約を締結し、若しくは締結しようとする者が、別表第1に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する旨の情報を入手したときは、「暴力団排除措置等を講ずるための連携に関する協定書（平成24年12月20日締結）」に基づき、本市を管轄する警察署（以下「警察署」という。）に対して措置要件に該当するか否かについて照会するものとする。

(入札参加除外)

第4条 市長は、前条の照会により、有資格者が別表第1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、白井市建設工事等暴力団対策措置審査会の会議を経て、同表に定める期間（以下「入札参加除外期間」という。）
、本市契約から排除する措置（以下「入札参加除外」という。）を当該有資格者に対して行うものとする。

- 2 前項の規定は、入札参加除外を受けた有資格者（以下「入札参加除外者」という。）を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中

小企業等共同組合（以下「官公需適格組合」という。）についても適用する。

- 3 市長は、入札参加除外者について入札参加除外期間を経過し、かつ、改善されたと認めたときは、入札参加除外を解除する。

（入札参加除外の通知）

第5条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により入札参加除外を行ったときは、入札参加資格除外通知書（別記第1号様式）により当該入札参加除外者に通知するものとする。ただし、市長が通知することを要しないと認める相当の理由があるときは、省略することができる。

- 2 市長は、前条第3項の規定により入札参加除外を解除したときは、入札参加資格除外措置解除通知書（別記第2号様式）により当該入札参加除外者に通知するものとする。

（入札からの排除）

第6条 市長が入札参加除外を行ったときは、本市契約のために一般競争入札を行うに際し、入札参加除外者の入札参加資格を認めてはならない。

- 2 市長が入札参加除外を行ったときは、本市契約のために指名を行うに際し、入札参加除外者を指名してはならない。
- 3 市長は、本市契約に係る一般競争入札又は指名競争入札を行うに際し、入札参加資格を有するとされたもの、又は入札の指名の通知を受けている有資格者が、契約締結までの間に、措置要件に該当する者であると認められたときは、その者の入札参加資格の取消し若しくは入札の指名の取消し又は落札決定の取消しを行うものとする。
- 4 前項の規定は、入札参加除外者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合についても適用する。
- 5 市長は、前2項の規定により、入札参加資格の取消し若しくは入札の指名の取消し又は落札決定の取消しを行ったときは、当該措置に係る相手方に対し、入札からの排除措置通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。ただし、市長が通知することを要しないと認める相当の理由があるときは、省略することができる。

（随意契約の締結の制限）

第7条 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、第2号及び第3号の規定については、有資格者以外の者が措置要件に該当しなくなったと認められた日までの期間とする。

- （1） 入札参加除外者
- （2） 有資格者以外の者が措置要件のいずれかに該当すると認められた者
- （3） 前2号に該当する者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合（下請契約等の締結の制限）

第8条 市長は、前条各号に掲げる者が本市契約の全部若しくは一部を下請（二次下請等も含む。）し、又は受託することを承諾しないものとする。

(入札参加除外の効果)

第9条 入札参加除外は、白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領の定めにより措置される指名停止と同一の効果を有する。

(本市契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第10条 市長は、本市契約の相手方（以下「受注業者」という。）又は下請業者が、暴力団等による本市契約の履行の妨害又は不当要求を受けた際には、市長への報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導するものとする。この場合において、市長は、当該事業者に対し、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、受注業者の下請業者が、暴力団等による本市契約の履行の妨害又は不当要求を受けた際は、当該下請業者に対し受注業者へ速やかに報告を行うよう、受注業者に指導を求めるものとする。

(契約の解除)

第11条 市長は、受注業者が次の各号に該当するときは、契約を解除し、第4条の規定に基づく入札参加除外を行うことができる。

(1) 措置要件該当者であると認められるとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に関し、その相手方が措置要件該当者であることを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(3) 前号に該当する場合のほか、本市から措置要件該当者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(外郭団体等への協力要請)

第12条 市長は、第4条の規定により入札参加除外を行ったとき、又は有資格者以外の者が措置要件に該当すると認められたときは、本市の外郭団体（本市が出資又は継続的に人的・財政的支援を行っている法人その他の団体をいう。）及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により本市の指定を受けたものをいう。）に対して同様の措置を行うよう要請するものとする。

(関係機関への協力要請)

第13条 市長は、この要綱に基づく措置を実効性のあるものとするため、本市を管轄する警察署その他関係機関への積極的な協力を要請するものとする。

(審査会の設置)

第14条 市に白井市建設工事等暴力団対策審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、警察から提供された情報を元に、入札参加除外措置に関する事項その他建設工事等からの暴力団の介入の排除に関し必要な事項について審議を行う。

3 審査会は、警察署との密接な連携の下に運営するものとする。

(審査会の組織)

第15条 審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、副市長とし、委員は、政策推進部長、総務部長、市民環境経済部長、福祉部長、健康子ども部長、都市建設部長、教育部長及び総務課長をもって充てる。

(会議)

第16条 会議は、委員長が必要の都度招集するものとする。

2 会議は、委員総数の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長をもって充てる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第17条 審査会の庶務は、契約担当課で行う。

(補足)

第18条 この要綱に定めがない事項は、関係部局又は他の行政庁と協議し、その都度市長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第11条の規定については、この要綱の施行期日以降に締結する本市契約について適用し、同日前に締結する本市契約については、なお従前の例による。

(白井市建設工事等暴力団対策措置要領の廃止)

2 白井市建設工事等暴力団対策措置要領（平成12年7月14日施行）を廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

措 置 要 件	期 間
1 法人等の役員等が、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者であると認められるとき又は暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者が、法人等の経営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から 1 2 箇月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者を利用していると認められるとき。	当該認定をした日から 6 箇月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
3 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	当該認定をした日から 6 箇月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
4 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 6 箇月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
5 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。	当該認定をした日から 6 箇月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
6 本市契約の受注業者が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が有資格業者であるかどうかにかかわらず、前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。	当該認定をした日から 6 箇月を経過し、かつ改善されたと認められるまで

別記

第 1 号様式（第 5 条第 1 項関係）

第 年 月 日 号

所在又は住所
商号又は名称
代表者氏名

様

白井市長

印

入札参加資格除外通知書

このたび、貴 様が下記 1 の措置事由に該当していると認められるため、入札参加除外を行うこととしたので通知する。

記

1 入札参加除外の事由

白井市入札契約における暴力団対策措置要綱
別表第 1 の 「（該当する措置要件を記載する）」

2 入札参加除外の期間

年 月 日から 月を経過し、改善されたと認められたときまで

3 入札参加除外の効果

2 の期間、白井市の発注する指名競争入札、一般競争入札に参加できないほか、本市契約について随意契約を締結し、又は本市契約を締結した事業者と下請契約を締結することができない。

第2号様式（第5条第2項関係）

第 号
年 月 日

所在又は住所
商号又は名称
代表者氏名 様

白井市長 印

入札参加資格除外措置解除通知書

年 月 日付 白管第 号をもって、貴 に対して
入札参加除外を行った旨を通知したところであるが、当該入札参加除外の事由となっ
た事実の改善が認められたため、 年 月 日をもって入札参加除外を解
除したので通知する。

第3号様式（第6条第5項関係）

第 年 月 日 号

所在又は住所
商号又は名称
代表者氏名

様

白井市長

印

入札からの排除措置通知書

このたび、貴 様が下記1の入札からの排除事由に該当していると認められるため、通知する。

記

1 入札からの排除措置事由

白井市入札契約における暴力団対策措置要綱
別表第1の 「（該当する措置要件を記載する）」

2 入札からの排除措置

（件 名） ○○部○○課発注の （件 名） の入札について
（入札参加資格の取消し・入札の指名の取消し・落札決定の取消し）とする。

※ なお、入札からの排除措置事由は、白井市入札契約における暴力団対策措置要綱第4条に規定する入札参加除外の対象となるため、別途通知により一定期間において、市が発注する指名競争入札、一般競争入札に参加することができないほか、随意契約を締結し、又は本市と契約を締結した事業者と下請契約を締結することができない。